

猪名川町保育所等入所判定基準（令和3年10月～）

審査基準1（保育の必要性） ※保護者それぞれについて、該当する項目を1つ選択する。

No.	類型	項目	保護者の状況	指数		
				父	母	
1	居宅外労働	常勤	40時間/週以上	21	21	
2			160時間/月以下	20	20	
3		パート	30時間/週以上	18	18	
4			16時間/週～29時間/週	16	16	
5		自営業	居宅外事業所または主に居宅外で業務を行う	19	19	
6	居宅内労働	自営業	居宅内労働(本人)	16	16	
7			居宅内労働(協力者)	14	14	
8		内職	内職	13	13	
9	農業		農業	16	16	
10	就学		大学・専門学校等	16	16	
11	求職活動		非常勤(就学):週16時間未満の就労(自営・内職含む)	10	10	
12			求職活動中	6	6	
13	妊娠・出産		切迫流産等で要安静と診断された場合		23	
14			産前産後それぞれ8週以内		10	
15	育児休業		育児休業中	8	8	
16	疾病・障がい等	入院	入院期間1ヵ月以上	23	23	
17		居宅療養	ねたきり	常時ねたきりの状態にある場合	23	23
18			通院・療養		保育が困難と診断された場合	21
19				やや保育が困難と診断された場合	19	19
20		障がい		障がい重度(身障手帳1級・2級、療育手帳A、精神手帳1級)	21	21
21				障がい中度(身障手帳3級、療育手帳B1、精神手帳2級)	19	19
22				障がい軽度(身障手帳4～6級、療育手帳B2、精神手帳3級)	15	15
23				自立支援医療受給等	15	15
24		介護		入院付き添い(入院期間2ヵ月以上)	21	21
25				障がい児(療育付き添い)	21	21
26				同居の親族(児童からみて三親等以内)の介護(要介護4以上)	21	21
27				同居の親族(児童からみて三親等以内)の介護・看護	15	15
28				別居の親族(児童からみて三親等以内)の介護・看護	12	12
29	災害		家屋損壊で復旧に常時あたっている場合	22	22	
審査基準1 保育の必要性 合計						

- 該当する項目が2つ以上ある場合、点数が高い方を適用する。
- 保護者の状況が表の項目に当てはまらない場合は、実態に即して最も近いと思われる状況を適用する。
- 勤務時間は、勤務開始時間～終了時間で計算する。
就労証明書の書き方によっては、休憩時間を含むもの、含まないものがあるため注意。
- 就労証明書等が未提出の場合、原則求職中として取り扱う。→雇用期間が各年3/31までの就労証明書は、勤務先に確認。4月以降、雇用予定なしの場合は求職中として取り扱う。
- 父が単身赴任している等、別居している場合も原則、就労証明書の提出が必要。保育料は、父母の収入で算定。
- 別居している配偶者と連絡がつかない等の理由により、保育の必要性の証明書類が提出できない場合は、申立書を提出してもらう。

審査基準2（優先利用）

※該当があるものはすべて選択し、指数を加算する。

	区分	条件	指数
30	ひとり親家庭	ひとり親家庭(祖父母と同居していない)	+40
31		ひとり親家庭(祖父母と同居)	+36
32	児童の障がい	障害児手帳等の交付を受けている児童、特別児童扶養手当支給対象児童および医師の判断により統合保育が望ましい児童の入所	+15
33	失業	生計中心者失業	+10
34	育休・産休の職場復帰 ※1	育児休業明けにより職場復帰する	+3
35	兄弟入所	兄弟姉妹が認可保育所・認定こども園に既に入所している(2号・3号)	+5
36		兄弟姉妹が認定こども園・幼稚園に既に入所している(1号)	+4
37	双子等の同時申請	双子(三つ子以上を含む)の兄弟姉妹が同時に申請している	+3
38	兄弟同時申請	兄弟姉妹が同時に申請している	+2
39	就学前	次年度に就学を迎える児童の入所	+20
40	DV・児童虐待	関係機関等からの要請により入所に配慮が必要な世帯	+50
41	単身赴任	父または母が単身赴任している	+1
42	小規模保育卒園児	小規模保育卒園児	+2
43	保育所待機(希望待機除く)※2	入所要件がありながら、保育所等に空きがない等の理由により、入所できず待機している(父母ともに月64時間以上の就労が認められる場合に限る)	+1
44	保育士・保育教諭の優先利用	父または母が町内保育施設に勤務(内定)	+20
45		父または母が町外保育施設に勤務(内定)	+10
46	申請日以降申請	申請期日以降に申請	-2
47	家庭の状況 ※3	保育可能な同居の親族(18～65歳未満)がいる。	-10
審査基準2 優先利用 合計			

※1 育児休業中に申込をしたが、入所できずに待機しているものも含む。

※2 育児休業期間中(希望保育所待機)は待機期間に含めない。また、入所を辞退した場合は、加算しない。

保育所待機については、受付終了日(次年度新規入所申請11月中旬時点)の状況で判断する。

(例)R3.11.1時点で純粋な待機→+1、R3.5.1時点で希望保育所待機→加算なし

R3.11.1入所申込中→加算なし

※3 同居の親族(18～65歳未満・世帯分離も含む)がいる場合、保育の必要性の証明書類の提出が必要。

証明がない場合は、原則、保育所等の利用は不可。公的な証明が出せない場合は、申立書の提出でも可とするが、記載内容が客観性に欠ける場合(腰が痛くて保育できない等)は、保育可能とみなし、10点減点とする。

客観的にみて、家庭内保育が可能と判断される場合は、保育施設等の利用は不可。

審査基準1 保育の必要性 合計	
審査基準2 優先利用 合計	
総計	

● 審査基準(保育の必要性)と審査基準2(優先利用)を合算して、点数の高い児童から入所することとする。

● この表に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる状況を適応する。

● 同点の場合は、次の1～6の順に優先順位を判定する。

1. ひとり親世帯である
2. 家庭的配慮が必要な世帯である
3. 障がいを有する等、配慮が必要な世帯である
4. 保育料の滞納がない
5. 兄弟姉妹が同じ施設を利用している、就労時間(通勤時間)が長い、祖父母による保育が期待できない等の状況を総合的に判断する。